

指導行政のポイント

“歯止め規定”の見直し

菱村 幸彦

さる8月7日、中央教育審議会初等中等教育分科会は、「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」(中間まとめ)を公表した。

過剰な詰め込み教育の解消

中間まとめは、学習指導要領の最低基準性の明確化、歯止め規定の見直し、授業時数の確保、総合学習の改善、個に応じた指導の充実などについて提言している。ここでは、これらの諸提言のうち、歯止め規定の見直しについて取り上げてみよう。

周知のように、歯止め規定は、学習指導要領の「内容の取扱い」のなかで、たとえば、「空間図形」の学習に関して「断面図や投影図は取り扱わない」(中学数学)とか、「物質」の学習に関して「混合物の状態変化には深入りしない」(中学理科)など、学習範囲の上限を定めるものである。

学習指導要領に歯止め規定が導入されたのは、主として、昭和53年版の学習指導要領からで、平成元年版および平成10年版の学習指導要領では、数学や理科を中心にかなりきめ細かく定められている。

ゆとり教育批判に端を発した学力低下論争では、こうした歯止め規定が、何か悪いことのように非難されている。しかし、学習指導要領に歯止め規定が設けられたのは、それを必要とする理由があつたことである。

つまり、教科の基礎・基本の徹底を図る観点から、指導内容の範囲や程度を明確にし、学習内容がいたずらに高度な内容に及んだり、羅列的・瑣末的にならないようにするためである。

いまでこそ、“ゆとり教育”が批判され、教育内容の削減が非難されているけれど、つい4、5年前までは、“詰め込み教育”が諸悪の根源のように攻撃されていた。昭和50年代から60年代にかけて、

全国的に校内暴力、いじめ、不登校などが増加して社会問題となったが、その原因を「過剰な詰め込み教育への不適応」に求める見解が一般的であった。学校で教える内容が多過ぎるから、児童・生徒が不適応を起こして、問題行動に走るというわけだ。

そこで、強く求められたのは、まず、学習指導要領の指導内容の精選であり、次いで、それを具体化する教科書の中身の削減であった。とくに後者に関しては、国会でしばしば「なぜ、教科書検定でもっと教科書の記述内容を削減させないのか」という質疑が出された。

“義務教育の共通性”が問題に

こうした批判にこたえるため、旧文部省は、一時、教科書検定基準に歯止め規定を設けて、教科書内容の削減を図ることを検討したことがある。しかし、この方法では検定基準と指導基準(学習指導要領)の二重基準となり、両者の整合性に問題が生じるおそれがあるというので、結局、学習指導要領に歯止め規定を設け、それを教科書検定でも使うことにしたわけである。

もともと学習指導要領は最低基準であるから、これを上回る指導が許容されている。今回、最低基準性をより明確化することで、許容の幅を広げようとしている。これに加えて、学習指導要領の歯止め規定がなくなれば、学校において指導する限度が不明確になり、教科書検定上もチェック機能が働かなくなる。いや、文科省は、すでに検定基準を改め、学習指導要領を超える記述も認めているから、検定でチェックすることは難しい。

こうした流れはどこまで続くのか。この流れが行き過ぎると、いずれ義務教育における共通性の確保が問題になると思う。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

●新刊案内●

最新刊・好評発売中!

教育開発研究所刊

心を法律で律すべきか

中教審臨時委員であった著者が明かす改正審議の実態

『教育基本法を考える』

市川 昭午【著】A5判・定価2100円